

公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の制定等について

公害等調整委員会事務局総務課

1 制定等の背景

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、「書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現する」こととされたことを踏まえ、公害等調整委員会が所管する手続において書面の送付を定めているもの等について、電子メールを用いて送付することができる範囲の拡大等をするため、公害等調整委員会規則の制定及び改正を行う。

2 制定等の内容

① 公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の制定

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）に基づく主務省令を制定し、公害等調整委員会関係法令において書面等により行うこととされている申請等について、手続を実施する行政機関等の定めるところにより（※）電子情報処理組織による申請等が可能となるようにする。

② 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和26年土地調整委員会規則第2号。以下「土地利用調整規則」という。）の一部改正

土地利用調整規則に基づき事件関係人が公害等調整委員会又は相手方に送付する書面であって、①の主務省令の制定によっては措置できないものについて、電子情報処理組織を用いて行うことができるようにするための改正を行う。

③ 公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号。以下「公害紛争処理手続規則」という。）の一部改正

公害紛争処理手続規則に基づき当事者が公害等調整委員会又は相手方に送付する書面であって、①の主務省令の制定によっては措置できないものについて、電子情報処理組織を用いて行うことができるようにするための改正を行う。

また、現行の公害紛争処理手続規則には、電子メールを利用して提出できる書面に係る規定があり、当該規定があるとデジタル手続法第10条第2号により当該書面に係る手続は同法の適用除外となるところ、電子メールに加えて他の電子情報処理組織を用いて行う方法も採ることができるようにするため、当該規定を削り、同法が適用されるようにする。

※ 公害等調整委員会において対象とする具体的な手続・方法等については、別途委員会議決定を定めて公表する予定であり、都道府県における手続・方法等については、別に各都道府県における検討による。

3 公布日・施行日（予定）

○公布日：令和5年3月31日

○施行日：令和5年4月1日